

			若しくは廃止の同意又は申請の住民に対する不均一の聽取若しくは徵収の同意						
			23 同法第296条の6 第1項の規定による財産の事務の処理についての報告の聽取若しくは資料の提出の要求又は監査の実施	○					
			24 同法第298条第2項の規定による市町村の事業計画の認可	○					
			25 同法第298条第2項の規定による市町村の数の増減又は事業計画の規約の変更の認可	○					
			26 同法第298条第3項の規定による市町村の事業計画の規約の変更が名称、位置又は経費の支弁の方法のみである場合の届出の受理	○					
五 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同令第74条の6 第1項の規定による事件を調停ご付すことが適当でないと認めるときの当事者への通知	○						
	2	同令第74条の6 第2項の規定による事件を自治紛争処理委員の調停ご付したときの告示及び当事者への通知	○						
	3	同令第74条の6 第3項の規定による自治紛争処理委員に対する調停の経過についての報告の要求	○						
六 住居表示に関する法律(昭和27年法律第119号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第3条第3項の規定による住居表示を実施すべき区域等の報告の受理	○						
	2	同法第10条の規定による市町村に対する住居表示の円滑な実施のための勧告又は住居表示に関する事務についての報告の要求若しくは技術的な援助若しくは助言	○						
七 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第30条の22第2項の規定による指定情報処理機関に対する指示	○						
	2	同法第30条の23第2項の規定による指定情報処理機関への報告の要求及び立入検査	○						
	3	同法第30条の37第2項の規定による総合事務所長				○	○	○	総合事務所長

			る本人確認情報の開示及び不存在の通知						
			4 同法第30条の38第2項の規定による本人確認情報の開示請求に対する開示期限の延長の通知				○	○	総合事務局長
			5 同法第30条の40の規定による開示に係る本人確認情報の修正、追加又は消除の申出に対する調査及びその結果の通知				○	○	総合事務局長
			6 同法第31条第2項の規定による市町村長に対する報告の要求又は助言若しくは勧告	○					
			7 同法第31条第4項の規定による主務大臣に対する助言又は勧告の要求	○					
			8 同法第37条第1項の規定による市町村長に対する資料の提出の要求	○					
八 地方公務員等共済組合法施行規則(昭和37年政令第352号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同令第16条第6項の規定による市町村職員共済組合の業務上の余裕金の有価証券の取得等への運用についての承認		○					
	2	同令第37条第1項の規定により知事の権限に属するものとされた地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第52号)に基づく事務 (一) 同法第44条の27第1項又は第4項の規定による市町村共済組合の業務の執行の監督又は市町村共済組合の業務及び預り金の状況監査 (二) 同法第44条の28第1項の規定による医師等に対する報告等の要求、質問又は検査		○					
	3	同令第37条第5項の規定による市町村職員共済組合の定款の変更の認可についての申請等の受理及び当該申請等の総務大臣への提出		○					
	4	同令附則第29条の規定による管理組合の事業計画書等の受理及び当該書類等の総務大臣への提出		○					
	九 地方公務員等共済組合法施行規則	同規第25条の規定による決算精算表等の受理及び		○					

		則 昭和37年自治省令第20号)に基づく知事の権限に属する事務	当該書類等の総務大臣への提出					
十 地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年経理省・文部省・自治令第1号)第166条第1項の規定により知事の権限に属するものとされた同時期に基づく事務	1 同規程第15条の規定による市町村職員共済組合の債権の放棄等についての承認等		○					
十一 地方公営企業法(昭和27年法律第92号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第41条の規定による市町村の地方公営企業の経営に関するあつせん若しくは調停又は勧告		○					
十二 地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第28条の規定による市町村の公営企業の経営に関する事項等についての報告の受理及び当該報告の総務大臣への提出 2 同令第33条の規定により準用する地方財政再建促進特別措置法施行令(昭和30年政令第333号)第5条の規定による地方公営企業又は同令に基づいて総務大臣に提出すべき書類の受理並びに当該書類及びその意見の総務大臣への提出 3 同令第34条第1項の規定により知事の権限とされた地方公営企業は第49条第3項において準用する同法第44条第1項及び第3項の規定による市町村である再建企業の財政再建計画の変更の同意及び変更の事後同意 4 同令第34条第2項及び第3項の規定による財政再建計画を変更しようとする場合における総務大臣への事前協議及び財政再建計画の変更に同意した場合における総務大臣への報告	○ ○ ○ ○						
十三 地方財政再建促進特別措置法施行令(昭和30年法律第95号)に基づく	1 地方財政再建促進特別措置法施行令第3条第1項の規定により知事の権限に属するものとされた同法第22	○						

		く知事の権限に属する事務	条第3項において準用し、同項の規定により読み替える同法第3条第5項前段の規定及び同法第22条第4項において準用し、同項の規定により読み替える同法第3条第1項の規定による準用財政再建計画の変更の同意					
		2 同法第2条の規定による財政の再建の申出の受理並びに当該申出及びその意見の総務大臣への送付	○					
		3 同法第23条第2項の規定による歳入欠陥を生じた市町村の補助金等の支出の同意	○					
十四 地方財政調整基金特別措置法施行令に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第13条第4項、第5項及び第7項の規定による財政再建計画の軽微な変更についての総務大臣への報告、財政再建計画の変更に同意しようとする場合における総務大臣への事前協議又は財政再建計画の変更に同意した場合における総務大臣への報告	○						
	2 同令第14条の4の規定による財政の再建が完了した旨の報告の受理及び当該報告の総務大臣への送付	○						
	3 同令第15条の規定による地方財政再建応援特別措置法又は同令の規定に基づいて総務大臣に提出すべき書類の受理並びに当該書類及びその意見の総務大臣への送付	○						
十五 地方交付税抜きに基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条第3項の規定による市町村の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料等の審査及び当該書類の総務大臣への送付				○			
	2 同法第17条の規定による市町村に対し交付すべき交付税の額の算定及び交付				○			
	3 同法第17条の2の規定による国税の課税の基礎となるべき所得額等に関する書類の閲覧又は塗抹の請求		○					
	4 同法第17条の3第2項の規定による市町村の交付税				○			

				の額の算定に用いた資料の検査及びその結果の総務大臣への報告					
			5 同法第17条の4 第1項の規定による市町村の交付税の額の算定方法に関する意見についての申出の受理及び当該申出の総務大臣への提出				○		
			6 同法第18条第1項の規定による市町村の交付税の額に関する審査の申立ての受理及び当該申立ての総務大臣への提出並びに同条第2項の規定による審査結果の市町村長への通知の送付				○		
			7 同法第19条第7項の規定による市町村の耕作地賃に対する異議の申立ての受理及び当該申立ての総務大臣への提出並びに同条第8項による市町村長への決定通知の送付				○		
	十六 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第10条第2項の規定による市町村の土地開発公社の設立の認可	○						
		2 同法第14条第2項の規定による市町村の土地開発公社の定款の変更の認可		○					
		3 同法第19条第2項の規定による市町村の土地開発公社の業務及び資産の状況に関する報告の要求及び事業所への立入検査		○					
		4 同法第19条第5項の規定による市町村の土地開発公社の業務に関する命令その他必要な措置の要求		○					
		5 同法第22条第1項の規定による市町村の土地開発公社の解散の認可	○						
	十七 地方財政基盤に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条の3第1項の規定による市町村債の起債及び起債方法等の変更の同意		○					
		2 同法第5条の4第1項、第3項及び第4項の規定による市町村債の起債及び起債方法等の変更の許可		○					
青少年文	一 学校教育法(昭和26年法律第26号)に基づく知事の権限	略	青少年文	一 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく知事の権限	略				

教 課	限に属する事務(子育て支援室の所掌事務に係るもの)を除く。)																
	二 私立学校	1 略															
	法(昭和24年法律第270号)に基づく知事の権限に属する事務(子育て支援室の所掌事務に係るもの)を除く。)	2 略															
		3 略															
		4 略															
		5 略															
		6 略															
		7 略															
		8 略															
		9 略															
		10 略															
		11 略															
		12 略															
		13 略															
		14 略															
		15 略															
		16 略															
	略																
五 鳥取県青少年健全育成条例(昭和65年鳥取県条例第34号)に基づく知事の権限に属する事務	1～3 略																
	4 同条例第12条の規定による改善事項報告書の提出の命令	○															
	5 略																
	6 略																
	7 略																
	8 略																
	9 略																
	10 略																
	11 略																
	12 略																
	13 略																
	14 略																
	15 同条例第22条第3項の規定による深夜営業施設への立入調査等の実施	○															
男女共																	
教 課	限に属する事務(子どもも預かる所掌事務に係るもの)を除く。)																
	二 私立学校	1 略															
	法(昭和24年法律第270号)に基づく知事の権限に属する事務(子どもも預かる所掌事務に係るもの)を除く。)	2 同法第11条の規定による私立学校審議会の委員の候補者の推薦についての私立学校の教育一般の改善振興を図ることを目的とする団体に対する要求	○														
	3 略																
	4 略																
	5 略																
	6 略																
	7 略																
	8 略																
	9 略																
	10 略																
	11 略																
	12 略																
	13 略																
	14 略																
	15 略																
	16 略																
	17 略																
	略																
五 鳥取県青少年健全育成条例(昭和65年鳥取県条例第34号)に基づく知事の権限に属する事務	1～3 略																
	4 略																
	5 略																
	6 略																
	7 略																
	8 略																
	9 略																
	10 略																
	11 略																
	12 略																
	13 略																
男女共	一 鳥取県立倉吉未来中⼼の設置等	1 同条例第3条の規定による利用の許可													○	男女共同参画センター所長	

同 参 画 推 進 課	二 烏取県立 倉吉本部中央 心管理規則 (平成3年 鳥取県規則 第9号)に 基づく知事 の権限に属 する事務 (男女共同 参画推進課 の所掌事務 に係るもの に限る。)	略	同 参 画 推 進 課	に関する条 例(平成2 年鳥取県規 則第5号) に基づく知 事の権限に 属する事務 (男女共同 参画推進課 の所掌事務 に係るもの に限る。)	2 同条例第4条の 規定による利用の 拒否				○ 男女共同参画 センター所長
			二 烏取県立 倉吉本部中央 心管理規則 (平成3年 鳥取県規則 第9号)に 基づく知事 の権限に属 する事務 (男女共同 参画推進課 の所掌事務 に係るもの に限る。)	3 同条例第5条の 規定による措置命 令				○ 男女共同参画 センター所長	
			二 烏取県立 倉吉本部中央 心管理規則 (平成3年 鳥取県規則 第9号)に 基づく知事 の権限に属 する事務 (男女共同 参画推進課 の所掌事務 に係るもの に限る。)	4 同条例第6条の 規定による利用許 可の取消し				○ 男女共同参画 センター所長	
			二 烏取県立 倉吉本部中央 心管理規則 (平成3年 鳥取県規則 第9号)に 基づく知事 の権限に属 する事務 (男女共同 参画推進課 の所掌事務 に係るもの に限る。)	4 同規則第6条の 規定による利用の 変更の許可				○ 男女共同参画 センター所長	
			二 烏取県立 倉吉本部中央 心管理規則 (平成3年 鳥取県規則 第9号)に 基づく知事 の権限に属 する事務 (男女共同 参画推進課 の所掌事務 に係るもの に限る。)	5 同規則第7条の 規定による利用許 可の届出の受理				○ 男女共同参画 センター所長	
			二 烏取県立 倉吉本部中央 心管理規則 (平成3年 鳥取県規則 第9号)に 基づく知事 の権限に属 する事務 (男女共同 参画推進課 の所掌事務 に係るもの に限る。)	6 同規則第8条の 規定による施設設 備の滅失等の届出 の受理及び届出者 に対する指示				○ 男女共同参画 センター所長	
			二 烏取県立 倉吉本部中央 心管理規則 (平成3年 鳥取県規則 第9号)に 基づく知事 の権限に属 する事務 (男女共同 参画推進課 の所掌事務 に係るもの に限る。)	7 同規則第9条の 規定による利用終 了の届出の受理及 び点検				○ 男女共同参画 センター所長	
交通 政 策 課	一 烏取県景 走競走規則 条例(平成2 年鳥取県規 則第1号) に基づく知 事の権限に 属する事務	略	同 参 画 推 進 課	1 同条例第8条第 1項の規定による 基本方針の策定	○				
			同 参 画 推 進 課	2 同条例第8条第 2項の規定による 警察本部長の意見 の聴取			○		
			同 参 画 推 進 課	3 同条例第8条第 3項の規定による 基本方針の公示	○				
統 計 課	統 計 法 (昭和22年 法律第18 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	略	統 計 課	1 同法第8条第1 項の規定による指 定統計調査以外の 統計調査の実施の 届出		○			
			統 計 課	2 同法第12条第1 項の規定による統 計調査の免査		○			
			統 計 課	3 同法第15条第2 項の規定による指 定統計の調査票の 統計上の目的以外 の使用の承認の申 請		○			
二 統合法 施 行 令 (昭和 24年政令第 130号)第 8条の規定 により知事 の権限に属 するものと された事務	略	略	二 統合法 施 行 令 (昭和 24年政令第 130号)第 8条の規定 により知事 の権限に属 するものと された事務	1 申告義務者の決 定、統合調査員の 指揮監督、調査区 の設定、調査票の 配付、収集、審査 及び集計、調査票 その他関係書類の 作成保管及び送付 並びに指定統計調 査の実施に伴う事 務		○			
			三 烏取県統 計調査条例 (昭和25年 自民他各例)	1 統合調査の実施 の決定	○				
				2 同各例第4条の 規定による利用の 拒否		○			

文化政策課	略							第7号に基づく知事の権限に属する事務	規定による調査区の設定及び調査員の任免					
								四 鳥取県統計調査条例施行規則(平成12年鳥取県条例第20号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則に基づき行う統計調査に係る申告義務者の決定、統計調査員の指揮監督、調査票の配布、取集、審査及び集計、調査票その他関係書類の作成保管及び送付並びに届出統計調査の実施に伴う事務	○				
								2 統計調査の結果の公表		○				
		略												
観光政策課	一 旅行業者登録(昭和46年政令第338号)に基づく事務	1 同法第5条第1項の規定による旅行业又は旅行業者代理業の登録	○					一 旅行業者登録(昭和46年政令第338号)に基づく事務	1 同法第5条第1項の規定による旅行业又は旅行業者代理業の登録 (一) 倉吉市及び東伯郡の区域に係るもの (二) 米子市、境港市及び西伯郡の区域に係るもの (三) 日野郡の区域に係るもの (四) (一)～(三)以外の区域に係るもの		○	○		中部総合事務所長
		2 同法第5条第2項の規定による登録をした旨の通知			○			2 同法第5条第2項の規定による登録をした旨の通知 (一) 倉吉市及び東伯郡の区域に係るもの (二) 米子市、境港市及び西伯郡の区域に係るもの (三) 日野郡の区域に係るもの (四) (一)～(三)以外の区域に係るもの			○	○	西部総合事務所長	
		3 同法第6条第1項(同法第6条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定による登録の拒否	○					3 同法第6条第1項(同法第6条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定による登録の拒否 (一) 倉吉市及び東伯郡の区域に係るもの (二) 米子市、境港市及び西伯郡の区域に係るもの (三) 日野郡の区域に係るもの (四) (一)～(三)以外の区域に係るもの			○	○	日野総合事務所長	
		4 同法第6条第2項の規定による登録を拒否した旨の			○			4 同法第6条第2項の規定による登録を拒否した旨の						

	通知								通知 (一) 倉吉市及び 東伯郡の区域に 係るもの (二) 米子市、境 港市及び西伯郡 の区域に係るも の (三) 日野郡の区 域に係るもの (四) (一)～(三) 以外の区域に係 るもの				○ 中部総合事務 所長
	5 同法第6条の3 第1項の規定によ る有効期間の更新 の登録	○							5 同法第6条の3 第1項の規定によ る有効期間の更新 の登録 (一) 倉吉市及び 東伯郡の区域に 係るもの (二) 米子市、境 港市及び西伯郡 の区域に係るも の (三) 日野郡の区 域に係るもの (四) (一)～(三) 以外の区域に係 るもの	○	○	○	○ 中部総合事務 所長 ○ 西部総合事務 所長 ○ 日野総合事務 所長
	6 同法第6条の3 第2項において準 用する同法第5条 の規定による有効 期間の更新の登録 をした旨の通知			○					6 同法第6条の3 第2項により準用 する同法第5条の 規定による有効期 間の更新の登録を した旨の通知 (一) 倉吉市及び 東伯郡の区域に 係るもの (二) 米子市、境 港市及び西伯郡 の区域に係るも の (三) 日野郡の区 域に係るもの (四) (一)～(三) 以外の区域に係 るもの			○	○ 中部総合事務 所長 ○ 西部総合事務 所長 ○ 日野総合事務 所長
	7 同法第6条の4 第4項の規定によ る登録事項の変更 に係る届出があつ た事項の登録	○							7 同法第6条の4 第4項の規定によ る登録事項の変更 に係る届出があつ た事項の登録 (一) 倉吉市及び 東伯郡の区域に 係るもの (二) 米子市、境 港市及び西伯郡 の区域に係るも の (三) 日野郡の区 域に係るもの (四) (一)～(三) 以外の区域に係 るもの	○	○	○	○ 中部総合事務 所長 ○ 西部総合事務 所長 ○ 日野総合事務 所長
	8 同法第6条の4 第2項において準 用する同法第5条 の規定による登録 事項の変更に係る 届出があつた事項 の登録をした旨の 通知			○					8 同法第6条の4 第2項により準用 する同法第5条の 規定による登録事 項の変更に係る届 出があつた事項の 登録をした旨の通 知 (一) 倉吉市及び 東伯郡の区域に 係るもの (二) 米子市、境 港市及び西伯郡 の区域に係るも の (三) 日野郡の区 域に係るもの				○ 中部総合事務 所長 ○ 西部総合事務 所長 ○ 日野総合事務 所長

								(四) (一)～(三) 以外の区域に係 るもの			○				
9 同法第7条第4項(同法第8条第3項において準用する場合を含む。)の規定による営業保証金の供託の届出すべき旨の催告			○					9 同法第7条第4項(同法第8条第3項において準用する場合を含む。)の規定による営業保証金の供託の届出をすべき旨の催告 (一) 倉吉市及び東伯郡の区域に係るもの (二) 米子市、境港市及び西伯郡の区域に係るもの (三) 日野郡の区域に係るもの (四) (一)～(三)以外の区域に係るもの				○	中部総合事務所長		
10 同法第7条第5項(同法第8条第3項において準用する場合を含む。)の規定による旅行業の登録の取消し	○							10 同法第7条第5項(同法第8条第3項において準用する場合を含む。)の規定による旅行業の登録の取消し (一) 倉吉市及び東伯郡の区域に係るもの (二) 米子市、境港市及び西伯郡の区域に係るもの (三) 日野郡の区域に係るもの (四) (一)～(三)以外の区域に係るもの		○	○	○	中部総合事務所長	西部総合事務所長	日野総合事務所長
11 同法第12条の2第1項の規定による旅行業約款の認可及びその変更の認可	○							11 同法第12条の2第1項の規定による旅行業約款の認可及びその変更の認可 (一) 倉吉市及び東伯郡の区域に係るもの (二) 米子市、境港市及び西伯郡の区域に係るもの (三) 日野郡の区域に係るもの (四) (一)～(三)以外の区域に係るもの		○	○	○	中部総合事務所長	西部総合事務所長	日野総合事務所長
12 同法第18条の3の規定による業務改善命令	○							12 同法第18条の3の規定による業務改善命令 (一) 倉吉市及び東伯郡の区域に係るもの (二) 米子市、境港市及び西伯郡の区域に係るもの (三) 日野郡の区域に係るもの (四) (一)～(三)以外の区域に係るもの		○	○	○	中部総合事務所長	西部総合事務所長	日野総合事務所長
13 同法第19条第1項又は第2項の規定による旅行業務の停止の命令又は旅行業若しくは旅行業者代理業の登	○							13 同法第19条第1項又は第2項の規定による旅行業務の停止の命令又は旅行業若しくは旅行業者代理業の登							

	録の取消し							録の取消し (一) 倉吉市及び 東伯郡の区域に 係るもの (二) 米子市、境 港市及び西伯郡 の区域に係るも の (三) 日野郡の区 域に係るもの (四) (一)～(三) 以外の区域に係 るもの	○	○	○	○	中部総合事務 所長
14	同法第19条第3項において準用する同法第6条第2項の規定による旅行業務の停止の命令又は旅行業者若しくは旅行業者代理業の登録の取消しをした旨の通知		○					14 同法第19条第3項により準用する同法第6条第2項の規定による旅行業務の停止の命令又は旅行業者若しくは旅行業者代理業の登録を取消しをした旨の通知 (一) 倉吉市及び 東伯郡の区域に 係るもの (二) 米子市、境 港市及び西伯郡 の区域に係るも の (三) 日野郡の区 域に係るもの (四) (一)～(三) 以外の区域に係 るもの	○	○	○	○	中部総合事務 所長
15	同法第20条第1項又は第2項の規定による旅行業又は旅行業者代理業の登録の取消	○						15 同法第20条第1項又は第2項の規定による旅行業又は旅行業者代理業の登録の取消 (一) 倉吉市及び 東伯郡の区域に 係るもの (二) 米子市、境 港市及び西伯郡 の区域に係るも の (三) 日野郡の区 域に係るもの (四) (一)～(三) 以外の区域に係 るもの	○	○	○	○	中部総合事務 所長
16	同法第23条第1項の規定による意見の聴取	○						16 同法第23条第1項の規定による意見の聴取 (一) 倉吉市及び 東伯郡の区域に 係るもの (二) 米子市、境 港市及び西伯郡 の区域に係るも の (三) 日野郡の区 域に係るもの (四) (一)～(三) 以外の区域に係 るもの	○	○	○	○	中部総合事務 所長
17	同法第23条第3項の規定による意見を聴取しないで行う登録の拒否	○						17 同法第23条第3項の規定による意見を聴取しないで行う登録の拒否 (一) 倉吉市及び 東伯郡の区域に 係るもの (二) 米子市、境 港市及び西伯郡 の区域に係るも の (三) 日野郡の区 域に係るもの (四) (一)～(三) 以外の区域に係 るもの	○	○	○	○	中部総合事務 所長

	18 同法第25条の規定による旅行業者等の団体の届出の受理	○												
	19 同法第26条第1項又は第2項の規定による旅行業者等の業務に関する報告の徴収又は旅行業者等の営業所等への立入検査の実施	○												
二 旅行業法施行規則 昭和61年運輸省令第61号に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第49条第1項の規定による意見聴取会の議長の指名	○												
	略													
	略													
福祉保健課	一 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づく知事の権限に属する事務(障害福保健課、長寿社会課及び子育て支援課等の掌事務に係るもの)を除く。)													
	略													
五 生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第15条の規定による指定医療機関及び介護機関の指定の届出の受理	○												
	18 同法第25条の規定による旅行業者等の団体の届出の受理 (一) 倉吉市及び東伯郡の区域に係るもの (二) 米子市、境港市及び西伯郡の区域に係るもの (三) 日野郡の区域に係るもの (四) (一)～(三)以外の区域に係るもの								○	○	○			
	19 同法第26条第1項又は第2項の規定による旅行業者等の業務に関する報告の徴収又は旅行業者等の営業所等への立入検査の実施 (一) 倉吉市及び東伯郡の区域に係るもの (二) 米子市、境港市及び西伯郡の区域に係るもの (三) 日野郡の区域に係るもの (四) (一)～(三)以外の区域に係るもの								○	○	○			
二 旅行業法施行規則 昭和61年運輸省令第61号に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第49条第1項の規定による意見聴取会の議長の指名 (一) 倉吉市及び東伯郡の区域に係るもの (二) 米子市、境港市及び西伯郡の区域に係るもの (三) 日野郡の区域に係るもの (四) (一)～(三)以外の区域に係るもの								○	○	○			
	略													
福祉保健課	一 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に基づく知事の権限に属する事務(障害福保健課、長寿社会課及び子ども家庭課等の掌事務に係るもの)を除く。)													
	略													
五 生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第15条の規定による指定医療機関及び介護機関の指定の届出の受理								○					

る事務							る事務						
六 行旅病人 及 <sup>て</sup> 旅死亡 人取扱法 <sup>明治2年</sup> 法律第93 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 同法第5条の規 定による行旅病人 又はその同伴者の 引取り (一) 町村が被襲 した者に係るも の (二) 略					○ 総合事務所長	六 行旅病人 及 <sup>て</sup> 旅死亡 人取扱法 <sup>明治2年</sup> 法律第93 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 同法第5条の規 定による行旅病人 又はその同伴者の 引取り (一) 町村が被襲 した者に係るも の (二) 略				○ 総合事務所長	
	2 同法第8条第2 項において準用す る同法第5条の規 定による行旅死亡 人の同伴者の引取 り (一) 町村が被襲 した者に係るも の (二) 略					○ 総合事務所長	2 同法第8条第2 項において準用す る同法第5条の規 定による行旅死亡 人の同伴者の引取 り (一) 町村が被襲 した者に係るも の (二) 略				○ 総合事務所長		
七 鳥取県行 旅病人等の 取り扱い費 用弁償規則 <sup>明治62年</sup> 鳥取県規則 第7号)に基 く知事の 権限に属 する事務	1 同規則第2条の 規定による行旅病 人等の施設への入 所措置 (一) 町村が被襲 した者に係るも の (二) 略					○ 総合事務所長	七 鳥取県行 旅病人等の 取り扱い費 用弁償規則 <sup>明治62年</sup> 鳥取県規則 第7号)に基 く知事の 権限に属 する事務	1 同規則第2条の 規定による行旅病 人等の施設への入 所措置 (一) 町村が被襲 した者に係るも の (二) 略				○ 総合事務所長	
	2 同規則第4条た だし書の規定によ る県が弁償する費 用の種目又は限度 額の特約の承認 (一) 町村の請求 による弁償に係 るもの (二) 略					○ 総合事務所長	2 同規則第4条た だし書の規定によ る県が弁償する費 用の種目又は限度 額の特約の承認 (一) 町村の請求 による弁償に係 るもの (二) 略				○ 総合事務所長		
略							略						
十六 戦没者 等の妻に対する 特別給付金支給法 第4条第2 項の規定によ り施行する 国債の發行 行為等に 関する省令 <sup>昭和88年</sup> 大蔵省令第 25号)に基 く知事の 権限に属 する事務	1 同令第9条の規 定による自粛及び 償還金支払場所の 届出の受理		○				十六 戰没者 等の妻に対する 特別給付金支給法 第4条第2 項の規定によ り施行する 国債の發行 行為等に 関する省令 <sup>昭和88年</sup> 大蔵省令第 25号)に基 く知事の 権限に属 する事務	1 同省令第9条の 規定による自粛及 び償還金支払場所 の届出の受理		○			
十七 戰傷病 者特別償費 法施行令	略						十七 戰傷病 者特別償費 法施行令	略					
10 同法第20条第1 項又は第4項の規 定による更生医療 の給付の決定又は 第1項又は 附則第8条の規 定により り知事の権 限に属する ものとされ た戦傷病者 特別償費法 <sup>昭和88年</sup> 法律第168 号)に基 く事務	10 同法第20条第1 項又は第4項の規 定による更生医療 の給付の決定又は 第1項又は 附則第8条の規 定により り知事の権 限に属する ものとされ た戦傷病者 特別償費法 <sup>昭和88年</sup> 法律第168 号)に基 く事務					○ 総合事務所長	10 同法第20条第1 項又は第4項の規 定による更生医療 の給付の決定又は 第1項又は 附則第8条の規 定により り知事の権 限に属する ものとされ た戦傷病者 特別償費法 <sup>昭和88年</sup> 法律第168 号)に基 く事務	10 同法第20条第1 項又は第4項の規 定による更生医療 の給付の決定又は 第1項又は 附則第8条の規 定により り知事の権 限に属する ものとされ た戦傷病者 特別償費法 <sup>昭和88年</sup> 法律第168 号)に基 く事務				○ 総合事務所長	
12 同法第21条第1 項又は第4項の規 定による補装具の 支給若しくは修理 又は補装具の購入 又は修理に要する 費用の支給の決定 (市の区域に居住 する者への支給決 定を除く。)						○ 総合事務所長	12 同法第21条第1 項又は第4項の規 定による補装具の 支給若しくは修理 又は補装具の購入 又は修理に要する 費用の支給の決定 (市の区域に居住 する者への支給決 定を除く。)				○ 総合事務所長		

	略		略
略			
十九 戦傷病者特別療養券法施行規則(昭和18年厚生省令第46号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第6条第1項の規定による療養券の交付 2 同令第10条の規定による療養手当の支給を終える旨の通知及び療養手当の全部又は一部を支給しないこととした旨の通知 3 同令第13条の規定による更生医療券の交付(市の区域に居住する者の除外を除く。) 4 同令第15条の規定による補装具交付券又は補装具修理券の交付(市の区域に居住する者への交付を除く。) 5 同令第16条第1項の規定による国立保険所入院請求書等の書類の受理及び送付 6 同令第17条の規定による請求の却下等の通知	○	○ 総合事務局長
	略		
三十六 中国	1及び2 略 残留邦人等の円滑な帰国の促進及び帰國後の自立支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく知事の権限に属する事務	3 同法第14条第4項においてその例によることとされた生活保護法の規定による支援措に対する事務 (一) 福祉保健課の項の四の2、3、4、5、6、16、24、25、26、29及び30に係るもの (二) 福祉保健課の項の四の27、28に係るもの	○ 福祉事務局長 ○ 総合事務局長
三十七 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)に基づく知事の権限に属する事務	略 2 同法第7条の規定による被爆者の健診措の実施 3 同法第19条第1項の規定による被爆者一般疾病医療機関の指定又は同条第3項の規定による当該医療機関の指定の取消し 4 同法第24条第2項の規定による医療特別手当の支給要件に該当することとの認定 5 同法第25条第2項の規定による特別手当の支給要件に該当することの	○ 総合事務局長 ○ 総合事務局長	○ 総合事務局長 ○ 総合事務局長
	略		
十九 戦傷病者特別療養券法施行規則(昭和18年厚生省令第46号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第6条第1項の規定による療養券の交付 2 同規則第10条の規定による療養手当の支給を終える旨の通知及び療養手当の全部又は一部を支給しないこととした旨の通知 3 同規則第13条の規定による更生医療券の交付(市の区域に居住する者の除外を除く。) 4 同規則第15条の規定による補装具交付券又は補装具修理券の交付(市の区域に居住する者への交付を除く。) 5 同規則第16条第1項の規定による国立保険所入院請求書等の書類の受理及び送付 6 同規則第17条の規定による請求の却下等の通知	○	○ 福祉事務局長 ○ 福祉事務局長
略			
三十六 中国	1及び2 略 残留邦人等の円滑な帰国の促進及び帰國後の自立支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく知事の権限に属する事務	略	
三十七 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)に基づく知事の権限に属する事務	略 2 同法第7条の規定による被爆者の健診措の実施 3 同法第19条第1項及び第3項の規定による被爆者一般疾病医療機関の指定及び指定の取消し 4 同法第24条第2項の規定による医療特別手当の支給要件に該当することとの認定 5 同法第25条第2項の規定による特別手当の支給要件に該当することの	○ 保健所長 ○ 保健所長 ○ 保健所長 ○ 保健所長	

	認定														認定									
6 同法第26条第2項の規定による原子爆弾・原爆症手当の支給要件に該当することの認定							○	総合事務所長							6 同法第26条第2項の規定による原子爆弾・原爆症手当の支給要件に該当することの認定						○	保健所長		
略															略									
8 同法第28条第2項又は第3項ただし書の規定による保健手当の支給要件に該当することの認定							○	総合事務所長							8 同法第28条第2項又は第3項ただし書の規定による保健手当の支給要件に該当することの認定						○	保健所長		
略															略									
10 同法第31条の規定による介護手当の支給の決定							○	総合事務所長							10 同法第31条の規定による介護手当の支給の決定						○	保健所長		
11 同法第32条の規定による葬祭料の支給の決定							○	総合事務所長							11 同法第32条の規定による葬祭料の支給の決定						○	保健所長		
略															略									
三十八 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律附則令(平成7年政令第26号)に基づく知事の権限に属する事務	略						○								三十八 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律附則令(平成7年政令第26号)に基づく知事の権限に属する事務	略								
2 同令第6条の規定による被爆者健康手帳の再交付							○								2 同令第6条の規定による被爆者健康手帳の再交付						○	保健所長		
三十九 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律附則規則(平成7年厚生省令第3号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第4条、第7条第1項及び第3項(同令附則第5条において準用する場合を含む。)の規定による氏名又は居住地の変更の届出の受理並びに被爆者健康手帳の訂正及び返還						○	総合事務所長							三十九 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律附則規則(平成7年厚生省令第3号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条、第7条第1項及び第3項(同規則附則第5条において準用する場合を含む。)の規定による氏名又は居住地の変更の届出の受理並びに被爆者健康手帳の訂正及び返還						○	保健所長	
2 同令第8条(同令附則第5条において準用する場合を含む。)の規定による死亡により返還される被爆者健康手帳の受理							○	総合事務所長							2 同規則第8条(同規則附則第5条において準用する場合を含む。)の規定による死亡により返還される被爆者健康手帳の受理						○	保健所長		
3 同令第22条第4項の規定による負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因するかどうかについての厚生労働大臣の意見聴取		○													3 同規則第22条第4項の規定による負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因するかどうかについての厚生労働大臣の意見聴取		○							
4 同令第34条(同令第46条、第50条、第54条及び第63条において準用する場合を含む。)の規定による受給権者の氏名変更の届出の受理							○	総合事務所長							4 同規則第34条(同規則第46条、第50条、第54条及び第63条において準用する場合を含む。)の規定による受給権者の氏名変更の届出の受理						○	保健所長		
5 同令第35条第1項(同令第46条、第50条、第54条及び第63条において準用する場合を含							○	総合事務所長							5 同規則第35条第1項(同規則第46条、第50条、第54条及び第63条において準用する場合を含						○	保健所長		

								を含む。)の規定による居住地変更の届出の受理(県内において居住地を変更した受給権者が提出する場合に限る。)					
6 同令第35条から第35条の3まで(同令第46条、第50条、第54条及び第33条において準用する場合を含む。)の規定による居住地変更の届出の受理(県外から転入してきた受給権者、国外に居住する受給権者及び国外へ居住地を変更する受給権者が提出する場合に限る。)及び前述の居住地又は最期の居住地の都道府県知事への通知		○						6 同規則第35条から第35条の3まで(同規則第46条、第50条、第54条及び第33条において準用する場合を含む。)の規定による居住地変更の届出の受理(県外から転入してきた受給権者、国外に居住する受給権者及び国外へ居住地を変更する受給権者が提出する場合に限る。)及び前述の居住地又は最期の居住地の都道府県知事への通知		○			
7 同令第36条(同令第46条、第50条、第54条及び第63条において準用する場合を含む。)の規定による証書の訂正及び返付					○	総合事務所長		7 同規則第36条(同規則第46条、第50条、第54条及び第33条において準用する場合を含む。)の規定による証書の訂正及び返付				○	保健所長
8 同令第36条(同令第46条、第50条、及び第33条において準用する場合を含む。)の規定による証書の作成及び交付					○	総合事務所長		8 同規則第36条(同規則第46条、第50条、及び第33条において準用する場合を含む。)の規定による証書の作成及び交付				○	保健所長
9 同令第36条(同令第46条において準用する場合に限る。)の規定による証書の作成及び交付			○			総合事務所長		9 同規則第36条(同規則第46条において準用する場合に限る。)の規定による証書の作成及び交付		○			保健所長
10 同令第37条及び第38条(同令第46条、第50条及び第63条において準用する場合を含む。)の規定による証書の再交付					○	総合事務所長		10 同規則第37条及び第38条(同規則第46条、第50条及び第33条において準用する場合を含む。)の規定による証書の再交付				○	保健所長
11 同令第37条及び第38条(同令第46条において準用する場合に限る。)の規定による証書の再交付			○			総合事務所長		11 同規則第37条及び第38条(同規則第46条において準用する場合に限る。)の規定による証書の再交付		○			保健所長
12 同令第40条第1項及び第2項(同令第46条、第54条又は第33条において準用する場合を含む。)の規定による受給権者に対する失権の通知及び証書の返納の命令		○						12 同規則第40条第1項及び第2項(同規則第46条、第54条又は第33条において準用する場合を含む。)の規定による受給権者に対する失権の通知及び証書の返納の命令		○			
13 同令第41条(同令第46条、第50条、第54条、第33条及び第70条において準用する場合を含む。)の規定による受給権者の					○	総合事務所長		13 同規則第41条(同規則第46条、第50条、第54条、第33条及び第70条において準用する場合を含む。)の規定による受給権者の				○	保健所長

	死亡の届出の受理						者の死亡の届出の受理						
14	同令第7条及び第58条の規定による保健手当受給権者に対する通知並びに保健手当証書の交付及び交付				○	総合事務所長	14 同規則第7条及び第58条の規定による保健手当受給権者に対する通知並びに保健手当証書の交付及び交付				○	保健所長	
15	同令第6条の規定による介護手当継続支給対象者の氏名変更の届出の受理				○	総合事務所長	15 同規則第6条の規定による介護手当継続支給対象者の氏名変更の届出の受理				○	保健所長	
16	同令第7条第1項の規定による居住地変更の届出の受理(県外から転入してきた介護手当継続支給対象者が提出する場合に限る。)及び(前)の居住地の都道府県知事への通知	○					16 同規則第7条第1項の規定による居住地変更の届出の受理(県外から転入してきた介護手当継続支給対象者が提出する場合に限る。)及び(前)の居住地の都道府県知事への通知	○					
17	同令第7条第1項の規定による居住地変更の届出の受理(県内において居住地を変更した介護手当継続支給対象者が提出する場合に限る。)				○	総合事務所長	17 同規則第7条第1項の規定による居住地変更の届出の受理(県内において居住地を変更した介護手当継続支給対象者が提出する場合に限る。)				○	保健所長	
18	同令附則第2条第4項の規定による健診簿受診者証の交付	○					18 同規則附則第2条第4項の規定による健診簿受診者証の交付	○					
19	同令附則第4条から第4条の3までの規定による居住地変更の届出の受理及び旧居住地又は最期の居住地の都道府県知事への通知	○					19 同規則附則第4条から第4条の3までの規定による居住地変更の届出の受理及び旧居住地又は最期の居住地の都道府県知事への通知	○					
20	同令附則第5条において準用する同令第7条の2の規定による健診簿受診者証の再交付				○	総合事務所長	20 同規則附則第5条において準用する同規則第7条の2の規定による健診簿受診者証の再交付	○				保健所長	
四十 その他 の事務	略						略						
	6 民生委員及び児童委員に委嘱された者に交付する証明書に関する事務 (一)～(三) 略							6 民生委員・児童委員に委嘱された者に交付する証明書に関する事務 (一)～(三) 略					
障害 福 祉 課	一 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づく知事の権限に属する事務	略						一 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づく知事の権限に属する事務(同法第5条第38項に規定する自立支援医療に係る事務(22、30から32まで、39及び40に掲げる事務を除く。)にあつては、当	略				



		116 同法第115条の 8第1項の規定による指定介護予防 サービス事業者の指定の取消し及び 効力の停止	<input checked="" type="checkbox"/>	総合事務局長									
		略											
		略											
		六 略											
子 育 て く 支	一 児童福祉 法に基づく 知事の権限 に属する事	略 2 略											
		九 略											
子 育 て く 支	一 児童福祉 法に基づく 知事の権限 に属する事	略 1の2 略											

課題 室 係 るも のに 限る。)	務(子育て) 3 略 支給額の所掌事務に 係るものに限 る。)	1の3 略 1の4 略 1の5 略 1の6 略 1の7 略
	8 同法第20条第1項の規定による療育の給付	○
	9 同法第21条の3 第1項の規定による診療内容等の審査及び物価割引額の決定	○
	10 同法第21条の3 第4項の規定による診療割引額の支払に関する事務の委託	○
	11 同法第21条の4 第1項の規定による指定病院割引額の管理者に対する報告の要求及び診療録等の検査	○
	12 同法第21条の4 第2項の規定による診療割引額の支払の一時差止め	○
	13 同法第21条の5 の規定による医療の給付等	○ 総合事務部長
14 略		
15 略		
16 略		
17 略		
18 略		
19 略		
20 略		
21 略		
22 略		
23 略		
24 略		
25 略		
26 略		
27 略		
28 略		
29 同法第56条第7項の規定による医療割引額に支払えなかつた額の徴収	○	
30 略		
31 略		
32 略		
33 略		

		34 略												20 略		
		35 略												21 略		
		36 略												22 略		
		37 略												23 略		
		38 略												24 略		
	二 児童福祉法施行令に基づく知事の権限に属する事務(子育て支援窓口の所掌事務に係るものに限る。)	略												二 児童福祉法施行令に基づく知事の権限に属する事務(子ども家庭課の所掌事務に係るものに限る。)	略	
	三 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)に基づく知事の権限に属する事務(子育て支援室の所掌事務に係るものに限る。)	略												三 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)に基づく知事の権限に属する事務(子ども家庭課の所掌事務に係るものに限る。)	略	
	四 略													三の二 略		
	五 略													三の三 略		
六 児童虐待の届出等に関する法律(平成2年法律第82号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第8条の2 第1項、第9条第1項及び第9条の2第1項の規定による身分を証明する証票の交付							○	児童相談所長					1 同法第9条第1項の規定による児童の住所等への立入調査の実施及び身分を証明する証票の交付		○ 児童相談所長
	2 同法第8条の2 第1項の規定による出頭の要求							○	児童相談所長							
	3 同法第8条の2 第2項の規定による出頭を求める際の書面による告知							○	児童相談所長							
	4 同法第8条の2 第3項の規定による出頭の求めに応じない場合の立入調査等の実施							○	児童相談所長							
	5 同法第9条第1項の規定による児童の住所等への立入調査等の実施							○	児童相談所長							
	6 同法第9条の2 第1項の規定による児童同伴の再出頭要求							○	児童相談所長							
	7 同法第9条の3 第1項の規定による児童虐待の疑いのある児童の住所等の鑑定又は当該児童の検索							○	児童相談所長							
	8 同法第9条の3 第2項の規定による鑑定又は検索に係る必要な調査等							○	児童相談所長							
	9 同法第9条の3 第3項の規定による							○	児童相談所長							

		同条第1項の許可状を請求する際の資料の提出																	
10	同法第9条の3第5項の規定による同条第1項の許可状の交付							○	児童相談所長										
11	同法第11条第3項の規定による指導を受けない保護者に対する勧告		○															○	
12	同法第11条第4項の規定による同条第3項の勧告に従はずる場合の必要な措置							○	児童相談所長										
13	同法第12条の4第1項の規定による保護者へのいれかき等の禁止命令		○																
14	同法第12条の4第2項の規定によるいれかき等の禁止命令の期間の更新		○																
15	同法第12条の4第3項の規定による贈取り実施		○																
16	同法第12条の4第4項の規定による命令書の交付		○																
17	同法第12条の4第6項の規定による命令の取消し		○																
18	略																		
19	同法第13条の4の規定による児童福祉審議会への報告			○															
七	略																		
八	略																		
九	略																		
十	略																		
十一	略																		
十二	社会福祉法に基づく知事の権限に属する事務（子育て支援室の所属事務に係るものに限る。）	略																	
十三	略																		
十四	略																		
十五	略																		
十六	略																		
十七	略																		
十八	略																		
十九	略																		
二十	母子保1 同法第18条の規									○ 総合事務所長									

健法(昭和40年法律第141号)に基づく知事の権限に属する事務	定による2,500グラム未満の乳児の出生の届出の受理						
	2 同法第19条第1項の規定による未熟児の保護者訪問及びその指導の実施				○	総合事務所長	
	3 同法第19条第3項の規定による訪問指導を行う旨の通知				○	総合事務所長	
	4 同法第20条第1項の規定による養育医療料の支給及び養育医療に要する費用の支給				○	総合事務所長	
	5 同法第20条第5項の規定による養育医療を担当させる機関の指定	○					
	6 同法第20条第7項において準用する児童福祉法第21条の3第1項の規定による指定養育医療機関の指定の取消し	○					
	7 同法第20条第7項において準用する児童福祉法第21条の3第1項の規定による診療内容等の審査及び診療報酬額の決定		○				
	8 同法第20条第7項において準用する児童福祉法第21条の3第4項の規定による診療報酬の支給に関する事務の委託		○				
	9 同法第20条第7項において準用する児童福祉法第21条の4第1項の規定による指定養育医療機関の管理者に対する報告の要求及び診療報酬等の検査		○				
	10 同法第20条第7項において準用する児童福祉法第21条の4第2項の規定による診療報酬の支払の一時止め		○				
	11 同法第21条の4の規定による養育医療料の支給に要する費用の全部又は一部の徴収				○	総合事務所長	
二十一 鳥取県小児誕生特定疾患治療研究事業医療計画位置費負担命令規則(平成7年鳥取県県議会第29号)に基づく知事の権	1 同規則第3条第1項の規定による医療料等の措置に要する費用を支払うべき旨の命令				○	総合事務所長	

	限に属する事務														
二十二 母体 保護法(昭和23年法律第156号) に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第15条第1項の規定による受胎調節の実地指導等を行う者の指定及び同条第2項の規定によるその指定を受ける助産師等による講習の認定	○													
	2 同法第39条第2項の規定による受胎調節の実地指導等を行う者の指定の取消し	○													
二十三 母体 保護法施行令(昭和24年政令第16号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第6条の規定による講習の認定の取消し	○													
二十四 母体 保護法施行規則(昭和27年厚生省令第22号) に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第15条第4項の規定による受胎調節の実地指導等を行う者の指定の取消し	○													
二十五 略															
一 医療法(昭和23年法律第205号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略														
	2 同法第6条の3第1項の規定による病院等の情報の報告の受理							○	総合事務所長						
	3 同法第6条の3第2項の規定による病院等の情報の変更の報告の受理							○	総合事務所長						
	4 同法第6条の3第4項の規定による市町村等に対する情報の提供の請求							○	総合事務所長						
	5 同法第6条の3第5項の規定による病院等の情報の報告事項の公表							○	総合事務所長						
	6 同法第6条の3第6項の規定による病院開設者に対する報告又は是正命令							○	総合事務所長						
	7 同法第7条第1項の規定による病院等の開設の許可 (一) 一の総合事務所の所管区域内における診療所又は助産所に係るもの (二) 略							○	総合事務所長						
	8 同法第7条第2項の規定による病院の病床数等の変更の許可及び同条第3項の規定による診療所の病床の設置又は病床数等の変更の許可														
十六 略															
医療政策課	一 医療法(昭和23年法律第205号)に基づく知事の権限に属する事務	1 略													
	2 同法第7条第1項の規定による病院等の開設の許可 (一) 一の保健所の管轄又は区内における診療所又は助産所に係るもの (二) 略													○ 保健所長	
	3 同法第7条第2項の規定による病院の病床数等の変更の許可及び同条第3項の規定による診療所の病床の設置又は病床数等の変更の許可														

(一) 病院に係るもの (1) 略 (2) (1)以外のもの イ 一の総合事務所の所管区域内におけるもの ロ 略 (二) 診療所又は助産所に係るもの (1) 一の総合事務所の所管区域内におけるもの (2) 略					○ 総合事務所長			(一) 病院に係るもの (1) 略 (2) (1)以外のもの イ 一の保健所の管轄区域内におけるもの ロ 略 (二) 診療所又は助産所に係るもの (1) 一の保健所の管轄区域内におけるもの (2) 略					○ 保健所長
9 同法第8条の規定による診療所又は助産所の開設の届出の受理					○ 総合事務所長			4 同法第8条の規定による診療所又は助産所の開設の届出の受理					○ 保健所長
10 同法第8条の2第2項の規定による病院等の休止等の届出の受理 (一) 診療所又は助産所の休止等の届出に係るもの (二) 略					○ 総合事務所長			5 同法第9条の規定による病院等の休止等の届出の受理 (一) 診療所又は助産所の休止等の届出に係るもの (二) 略					○ 保健所長
11 同法第12条第1項ただし書の規定による病院等の開設者が他の者にその管理をさせる場合の許可 (一) 一の総合事務所の所管区域内に係るもの (二) 略					○ 総合事務所長			6 同法第12条第1項ただし書の規定による病院等の開設者が他の者にその管理をさせる場合の許可 (一) 一の保健所の管轄区域内に係るもの (二) 略					○ 保健所長
12 同法第12条第2項の規定による病院等を管理する医師等が他の病院等の管理者となる場合の許可 (一) 当該診療所又は助産所が当該医師等の管理する診療所又は助産所の所在地を所管する総合事務所の所管区域内に所在する場合に係るもの (二) (一)以外のもの	○				○ 総合事務所長			7 同法第12条第2項の規定による病院等を管理する医師等が他の病院等の管理者となる場合の許可 (一) 当該診療所又は助産所が当該医師等の管理する診療所又は助産所の所在地を管轄する保健所の管轄区域内に所在する場合に係るもの (二) (一)以外のもの	○				○ 保健所長
13 同法第12条の2の規定による地域医療支援機関の業務に関する報告書の受理	○							8 同法第15条第3項によるエックス線装置を備えたとき等に係る病院又は診療所の管理者からの届出の受理					○ 保健所長
14 同法第15条第3項によるエックス線装置を備えたとき等に係る病院又は診療所の管理者からの届出の受理					○ 総合事務所長			9 略					
15 略								10 同法第18条ただし書の規定による病院等に専属の薬剤師を置かざることとの許可 (一) 診療所に係るもの					○ 保健所長
16 同法第18条ただし書の規定による病院等に専属の薬剤師を置かざることとの許可 (一) 診療所に係るもの					○ 総合事務所長								

(二) 略								(二) 略					
17 同法第23条の2の規定による病院等又は療養病床を有する診療所の開設者に対するその人員の増員命令又はその業務の全部若しくは一部の停止命令 (一) 一の総合事務所の管轄区域内における診療所係るもの (二) 略							○ 総合事務所長	11 同法第23条の2の規定による病院等又は療養病床を有する診療所の開設者に対するその人員の増員命令又はその業務の全部若しくは一部の停止命令 (一) 一の保健所の管轄区域内における診療所係るもの (二) 略					○ 保健所長
18 同法第24条第1項の規定による病院等の構造者に対する病院等の施設の使用の制限等の命令 (一) 診療所又は助産所の施設に係るもの (二) 略							○ 総合事務所長	12 同法第24条第1項の規定による病院等の構造者に対する病院等の施設の使用の制限等の命令 (一) 診療所又は助産所の施設に係るもの (二) 略					○ 保健所長
19 同法第27条の規定による病院等の構造設備の検査の実施及び許可証の交付							○ 総合事務所長	13 同法第27条の規定による病院等の構造設備の検査の実施及び許可証の交付					○ 保健所長
20 同法第28条の規定による病院等の管理者の変更の命令 (一) 診療所又は助産所の施設に係るもの (二) 略							○ 総合事務所長	14 同法第28条の規定による病院等の管理者の変更の命令 (一) 診療所又は助産所の施設に係るもの (二) 略					○ 保健所長
21 略								15 略					
22 略								15の2 略					
23 略								16 略					
24 同法第30条の規定による処分を受けた者に対する弁明の機会の付与 (一) 及び (二) 略 (三) (一) 及び (二) 以外の処分を受けた者に係るもの							○ 総合事務所長	17 同法第30条の規定による処分を受けた者に対する弁明の機会の付与 (一) 及び (二) 略 (三) (一) 及び (二) 以外の処分を受けた者に係るもの					○ 保健所長
25 同法第30条の11の規定による病院の開設等に関する勧告	○							18 同法第30条の7の規定による病院の開設等に関する勧告	○				
26 略								19 略					
27 同法第42条の2第1項の規定による社会医療法人の設立の認定	○							20 略					
28 略								21 略					
29 略								22 略					
30 略								23 略					
31 略								24 略					
32 略								24の2 略					
33 略								24の3 同法第51条第1項の規定によ		○			
34 同法第2条第1項の規定による医		○											

	医療法人の事業報告 書類の届出の受理														る医療法人の決算 の届出の受理							
	35 略														25 略							
	36 略														25の2 略							
	37 略														26 同法第56条第2 項又は第3項の規定 による解散した 医療法人の残余財 産の処分又は帰属 の認可	○						
	38 略														27 略							
	39 略														28 略							
	40 略														29 略							
	41 同法第4条の2 の規定による社会 医療法人に対する 収益業務の停止の 命令	○													30の2 同法第4条 の2の規定による 特別医療法人に対 する収益業務の停 止の命令	○						
	42 略														31 略							
	43 略														31の2 略							
	44 略														32 略							
二 医療施 行令(昭和 23年政令第 326号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同令第3条の3 の規定による病 床数等の届出の受 理							○	総合事務長						二 医療施 行令(昭和 23年政令第 326号)に 基づく知事 の権限に属 する事務							
	2 同令第4条第1 項の規定による病 院を開設した者、 医師及び歯科医師 でない者で診療所 を開設したもの若 しくは助産院でな い者で助産所を開 設したものからの 住所等の変更の届 出の受理、同令第 2項の規定による 診療所に病床を設 けた者からの病 床数等の変更の届 出の受理又は同令第 3項の規定による 診療所を開設した 医師等若しくは助 産所を開設した助 産師からの届け出 た事項の変更の届 出の受理							○	総合事務長						1 同令第4条第1 項の規定による病 院を開設した者、 医師及び歯科医師 でない者で診療所 を開設したもの若 しくは助産院でな い者で助産所を開 設したものからの 住所等の変更の届 出の受理、同令第 2項の規定による 診療所に病床を設 けた者からの病 床数等の変更の届 出の受理又は同令第 3項の規定による 診療所を開設した 医師等若しくは助 産所を開設した助 産師からの届け出 た事項の変更の届 出の受理							
	3 同令第4条の2 の規定による診療 所又は助産所の開 設の許可を受けた 者からの開設年月 日等の届出の受理 又は届け出た事項 の変更の届出の受 理							○	総合事務長						2 同令第4条の2 の規定による診療 所又は助産所の開 設の許可を受けた 者からの開設年月 日等の届出の受理 又は届け出た事項 の変更の届出の受 理							
	4 同令第5条の12 の規定による登記 の届出の受理							○	総合事務長						3 同令第5条の7 の規定による登記 の届出の受理							
	5 同令第5条の13 の規定による医療 法人の役員に変更 があった旨の届出 の受理							○	総合事務長						4 同令第5条の8 の規定による医療 法人の役員に変更 があった旨の届出 の受理							
三 医療法 施行規則	1 同令第1条の規 定による病院等の						○															



土 あん摩マッサージ矯正師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第8条の規定による施術者に対する業務に関する指示						<input type="radio"/> 総合事務所長		九 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第8条の規定による施術者に対する業務に関する指示				<input type="radio"/> 保健所長
	2 同法第9条の2の規定による施術所の開設者の氏名等若しくはその変更の届出の受理又は施術所の休止若しくは廃止若しくは休止した施術所の再開の届出の受理						<input type="radio"/> 総合事務所長		2 同法第9条の2の規定による施術所の開設者の氏名等若しくはその変更の届出の受理又は施術所の休止若しくは廃止若しくは休止した施術所の再開の届出の受理				<input type="radio"/> 保健所長	
	2の2 同法第9条の4の規定による住所地又は施術所の所在地が鳥取県の区域外にある施術者が鳥取県に滞在して業務を行う旨の届出の受理						<input type="radio"/> 総合事務所長		2の2 同法第9条の4の規定による住所地又は施術所の所在地が鳥取県の区域外にある施術者が鳥取県に滞在して業務を行う旨の届出の受理				<input type="radio"/> 保健所長	
	3 同法第10条第1項の規定による施術者等に対する報告の要求又は施術所の臨検若しくは検査の実施						<input type="radio"/> 総合事務所長		3 同法第10条第1項の規定による施術者等に対する報告の要求又は施術所の臨検若しくは検査の実施				<input type="radio"/> 保健所長	
	4 同法第11条第2項の規定による施術所の使用制限若しくは禁止又は改善若しくは措置の命令						<input type="radio"/> 総合事務所長		4 同法第11条第2項の規定による施術所の使用制限若しくは禁止又は改善若しくは措置の命令				<input type="radio"/> 保健所長	
	5 同法第12条の2第2項において準用する同法第8条の規定による医業類似行為を業として行うことができる者等に対する業務に関する指示						<input type="radio"/> 総合事務所長		5 同法第12条の2第2項において準用する同法第8条の規定による医業類似行為を業として行うことができる者等に対する業務に関する指示				<input type="radio"/> 保健所長	
	6 同法第12条の2第2項において準用する同法第9条の2の規定による施術所の開設者の氏名等若しくはその変更の届出の受理又は施術所の休止若しくは廃止若しくは休止した施術所の再開の届出の受理						<input type="radio"/> 総合事務所長		6 同法第12条の2第2項において準用する同法第9条の2の規定による施術所の開設者の氏名等若しくはその変更の届出の受理又は施術所の休止若しくは廃止若しくは休止した施術所の再開の届出の受理				<input type="radio"/> 保健所長	
	7 同法第12条の2第2項において準用する同法第10条第1項の規定による医業類似行為を業として行うことができる者等に対する報告の要求又はその行為をする所の臨検若しくは検査の実施						<input type="radio"/> 総合事務所長		7 同法第12条の2第2項において準用する同法第10条第1項の規定による医業類似行為を業として行うことができる者等に対する報告の要求又はその行為をする所の臨検若しくは検査の実施				<input type="radio"/> 保健所長	
	8 同法第12の2第2項において準用する同法第11条第2項の規定による施術所の使用制限若しくは禁止又は修善若しくは改造の命令						<input type="radio"/> 総合事務所長		8 同法第12の2第2項において準用する同法第11条第2項の規定による施術所の使用制限若しくは禁止又は修善若しくは改造の命令				<input type="radio"/> 保健所長	
	略								略					
十一 あん摩 1 すべての事務							<input type="radio"/> 総合事務所長	九の二 あん 1 すべての事務						<input type="radio"/> 保健所長

マッサージ 指圧師はり師きゅう師等に関する法律第9条の2第1項の規定による施術者の届出をした旨の認証明書の交付に関する規則(平成4年鳥取県規則第77号)に基づく知事の権限に属する事務								摩マッサー シ指圧師 はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2第1項の規定による施術者の届出をした旨の認証書の交付に関する規則(平成14年鳥取県規則第77号)に基づく知事の権限に属する事務							
十二 臨検 略 <u>健康保険に関する法律</u> 昭和38年法律第76号に基づく知事の権限に属する事務	5 同法第20条の5第1項の規定による衛生検査所の立入検査						○	総合事務長	略						
十三 臨検 <u>薬剤師等に関する法律</u> 施行規則 昭和38年厚生省令第24号に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第13条の規定による登録届明書の交付		○												
	2 同令第14条第2項の規定による登録届明書への記載及びその交付		○												
	3 同令第18条第1項の規定による登録届明書の書換交付		○												
	4 同令第19条第1項の規定による登録届書の再交付		○												
十四 略															
十五 略															
十六 略															
十七 略															
十八 略															
十九 略															
二十 略															
二十一 略															
二十二 救急病院等を定める省令 昭和39年厚生省令第8号に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第2条の規定による救急病院等の認定		○												
二十三 柔道整復師法 昭和45年法律第19号に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第18条第1項の規定による柔道整復師に対する業務に関する指示						○	総合事務長	略						
	2 同法第19条の規定による施設所の開設の場所等若しくはその変更の届						○	総合事務長							
二十一 救急病院等を定める省令 昭和39年厚生省令第8号に基づく知事の権限に属する事務	1 同省令第2条の規定による救急病院等の認定						○								
二十二 柔道整復師法 昭和45年法律第19号に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第18条の規定による柔道整復師に対する業務に関する指示											○	保健所長		
	2 同法第19条の規定による施設所の開設の場所等若しくはその変更の届											○	保健所長		

	出の受理又は施術所の休止若しくは廃止若しくは休止した施術所の再開の届出の受理							出の受理又は施術所の休止若しくは廃止若しくは休止した施術所の再開の届出の受理					
	3 同法第21条第1項の規定による施術所の開設者等に対する報告の要求又は施術所への立入検査					○ 総合事務所長		3 同法第21条第1項の規定による施術所の開設者等に対する報告の要求又は施術所への立入検査					○ 保健所長
	4 同法第22条の規定による施術所の使用制限若しくは禁止又は改善若しくは措置の命令				○	総合事務所長		4 同法第22条の規定による施術所の使用制限若しくは禁止又は改善若しくは措置の命令				○	保健所長
	<u>二十四 死体解剖保存法(昭和24年法律第204号)に基づく知事の権限に属する事務</u>	1 同法第19条第1項の規定による死体の保存の許可				○	総合事務所長	<u>二十二 死体解剖保存法(昭和24年法律第204号)に基づく知事の権限に属する事務</u>	1 同法第19条第1項の規定による死体の保存の許可			○	保健所長
医療指導課	<u>一 高齢者の医療・看護に関する法律(昭和30年法律第30号)に基づく知事の権限に属する事務</u>	1 同法第4条第4項の規定による前期高齢者給付金及び退職金の滞納処分	○					<u>一 老人保健法(昭和57年法律第80号)に基づく知事の権限に属する事務</u>	1 同法第27条第1項の規定による保険医療機関及び保険医等の指導				
	2 同法第61条第1項の規定による医師等に対する報告等の命令又は質問	○						2 同法第31条第1項の規定による保険医療機関等に対する報告等の命令、保険医療機関等の構造改善等に対する出頭の要求又は関係者に対する質問若しくは設備等の検査	○				
	3 同法第61条第2項の規定による療養の給付等を受けた者に対する報告等の命令又は質問	○						3 同法第31条第5項の規定による保険医療機関等に対して処分が必要と認めるときの大蔵への通知	○				
	4 同法第66条第1項の規定による保険医療機関等及び保険医等に対する指導		○					4 同法第4条第1項の規定による医師等に対する報告等の命令又は質問	○				
	5 同法第72条第1項の規定による保険医療機関等に対する報告等の命令、保険医療機関等の構造改善等に対する出頭の要求又は関係者に対する質問若しくは設備等の検査	○						5 同法第4条第2項の規定による医療を受けた者に対する報告等の命令又は質問	○				
	6 同法第72条第3項の規定による保険医療機関等に対して処分が必要と認めるときの大蔵への通知	○											
	7 同法第80条の規定による指定訪問看護事業者及び看護師等に対する指導		○										
	8 同法第81条第1項の規定による指定訪問看護事業者等に対する報告等の命令若しくは出頭の要求又は関係者に対する質問若しくは設備等の検査	○											

9 同法第81条第3項の規定による指定訪問看護事業者に対して処分が必要と認めるときの大匡への通知	○																		
10 同法第24条における割り勘する第44条第4項の規定による後期高齢者支援金及び延滞金の滞納処分	○														○				
11 同法第133条第2項の規定による後期高齢者医療が区域連合の同法の規定による給付以外の給付する場合等の協議		○														○			
12 同法第31条第2項の規定による保険者からの業務に関する報告の徴収又は実地検査の実施	○														○				
13 同法第52条第1項の規定による支払基金からの業務等に関する報告の徴収又は実地検査の実施		○																	
略																			
三 医療法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条第2項の規定による往診のみによって診療に従事する医師等に対する報告の命令又は検査のための意物標本等の提出要求						○	総合事務所長											
	2 同法第25条第1項の規定による病院等の開設者等に対する報告の命令及び開院等への立ち入り検査の実施 (一) 診療所又は助産所の施設に係るもの (二) 略						○	総合事務所長											
	3 同法第25条第2項の規定による病院等の開設者等に対する診療録その他の物件の提出の命令 (一) 診療所又は助産所に係るもの (二) 略						○	総合事務所長											
四 薬事法 昭和65年法律第145号に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条第1項の規定による薬局の開設の許可						○	総合事務所長								○	保健所長		
	2 同法第4条第2項の規定による薬局の開設の許可の更新						○	総合事務所長								○	保健所長		
	略																		
	4 同法第8条の2第1項の規定による薬局に関する情報の報告の受理						○	総合事務所長								○	保健所長		